

様式第2号(第3条関係)

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	市民生活部税務課
委託業務番号	令和6年度 長税務第74号
委託業務名称	令和6年度eLTAX-ASPサービスの拡充に伴う一時作業委託
委託業務場所	長浜市八幡東町
業務の概要	令和6年度にeLTAXにおいてサービスの拡充が行われることに伴い、eLTAX-ASPサービスを利用するにあたり必要な一時作業を委託するもの。
履行期間	令和6年7月31日 から 令和7年3月31日
契約年月日	令和6年7月31日
契約額(税込)	550,000円
契約の相手方	[所在地又は住所] 東京都江東区豊洲三丁目3番3号 [商号又は名称] 株式会社NTTデータ
契約相手方の選定理由	当該相手方とは令和6年7月1日にeLTAX-ASPサービス利用契約を行っており、今回の令和6年度eLTAX-ASPサービスの拡充に伴う一時作業は、サービス提供事業者である株式会社NTTデータでなければ対応できないものです。このことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の相手方を株式会社NTTデータとするものです。
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に○印) 売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定 (1) 賃貸借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修 (2) 理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。 (9) 落札者が契約を締結しないとき。